

返金制度

当該求職者が退社した場合、退職の理由が当該求職者に起因するものに限り、職業紹介事業者は求人者に対して以下の通り紹介手数料を返還するものとします。
尚、手数料負担者は職業紹介事業者とします。

- (1) 入社日から1ヶ月を経過した日より前に退職したとき:手数料の100%
- (2) 入社日から2ヶ月を経過した日より前に退職したとき:手数料の60%
- (3) 入社日から3ヶ月を経過した日より前に退職したとき:手数料の30%

上記返金には、消費税は含まれておりません。別途加算とします。

許可番号 22-ユ-300417

事業所の名称 ATPパートナーズ株式会社

事業所の所在地 静岡県浜松市中区東伊場1丁目20番地 サンコート浜松202